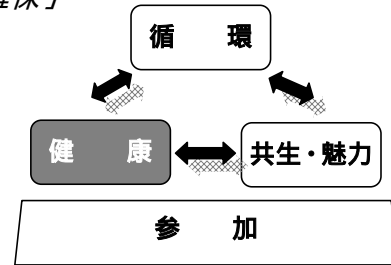


## 2 基本方向 2 健康

身近な大気・水・土壌など一人ひとりが生活する空間としての環境を視野に入れ、  
「環境への負荷が少ない健康的で安心なくらしの確保」

### < 施策分野 >

自動車公害の防止  
廃棄物の適正処理  
大気環境の保全  
水環境の保全  
地盤環境の保全  
騒音・振動の防止  
有害化学物質による環境リスクの低減  
環境保健対策及び公害紛争処理



- 環境総合計画の4つの基本方向 -

### (1) 自動車公害の防止

#### 総量削減計画の推進

大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(平成15年7月策定)に基づき、低公害車・低排出ガス車の普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関等と連携して計画的、総合的に推進します。

【環境管理室(内線:3899)】

#### 流入車対策の検討(新規)

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、車種規制が適用されていない対策地域外からの流入車対策について、大阪府環境審議会に諮問(平成19年3月)し、荷主事業者への対策など、必要な施策の具体化を検討します。

【環境管理室(内線:3898)】

#### 事業者の排出抑制対策の促進

自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づき、府内の対策地域(37市町)を使用の本拠としている自動車(軽自動車、特殊自動車、二輪を除く。)を30台以上使用する事業者(自動車運送事業者等を除く。)に対して、窒素酸化物等の排出抑制に係る計画の提出や措置状況の報告を求めます。

また、排出ガスを抑制する取組みの一つとして、おだやかなアクセル操作などの環境に配慮したエコドライブの普及を推進します。

【環境管理室(内線:3890)】

#### バスエコファミリーキャンペーン(新規・再生)

マイカーから公共交通機関への転換を目的として、平成17年から、府内のバス事業者等の無償協力により、期間限定で大人1人につき小学生以下の子ども二人のバス運賃を無料とする事業を展開しています。この取り組みをさらに拡大するため、平成19年度は、NPO、バス事業者からなる新たな組織を設置・運営し、広域的な施策展開を図ります。

【交通道路室(内線:3992)】

#### 関空・りんくうCNG車等普及促進モデル事業等(新規)

府内外への波及効果の高い関西国際空港・りんくうタウン地域が、国の天然ガス自動車(CNG車:Compressed Natural Gas Vehicle)の普及促進のモデル地域に指定されました(平成18年8月)。同地域を発着するCNG車の計画的な導入のため、国と協調して通常車両価格との価格差の一部を助成します。

また、CNG 車などの低公害車や京阪神七府県市指定排出ガス車（LEV-7）の普及促進を図るため、公用車への率先導入を行うほか、低利融資や自動車税の軽減（グリーン税制）などを実施します。

【環境管理室（内線：3899）】

#### 大阪グリーン配送推進運動の展開

大阪自動車環境対策推進会議（事務局：大阪府及び大阪市）において、物品の輸配送に低公害な自動車を使用するグリーン配送に取り組む事業者を広く募集し、その取組みをホームページ等に掲載するなど、普及拡大を図ります。

【環境管理室（内線：3890）】



<指定 LEV-7 車証>



<エコドライブ・ステッカー>



<大阪グリーン配送推進運動・ステッカー>

## （２）廃棄物の適正処理

### 産業廃棄物の不適正処理の根絶

産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の根絶を図るため、排出業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の徹底や適正処理の指導を強化するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図ります。

また、廃棄物処理法と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の迅速な問題解決を図ります。

【循環型社会推進室（内線：3827）】

### PCB 廃棄物適正処理推進事業

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理については、日本環境安全事業（株）が、近畿圏の処理拠点として大阪市此花区に脱塩素化分解方式で、処理能力 2 t / 日の施設を建設し、平成 18 年 10 月から稼動しています。

今後、「大阪府 PCB 廃棄物処理計画」（平成 16 年 3 月策定）に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場約 2 千箇所への立入検査等により、保管廃棄物の適正管理の徹底を図ります。

また、中小企業による PCB 廃棄物の処理を支援するため、平成 13 年度から国・他都道府県と同様に（独）環境再生保全機構に設けられた基金に拠出しています。

【環境管理室（内線：5201）】

【脱塩素化分解方式】トランス・コンデンサ等の処理対象物に含まれる PCB を採取、洗浄、密閉・真空状態での加熱等の方法により分離・回収した後、触媒の存在下にて 260℃、常圧で PCB を水素と反応させて、塩酸とビフェニルに分解し、無害化します。

### (3) 大気環境の保全

#### アスベスト飛散防止対策等の推進(再生)

中皮腫や肺がんなどの原因となるアスベストから府民の健康を守るため、「大阪府アスベスト対策推進本部」を設置し、全庁的に取組むとともに、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベストの飛散防止を目的とした大気汚染防止法及び生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査を行い、徹底した規制指導を実施しています。

また、府民の生活環境への不安を解消するためには、府内の一般環境におけるアスベストの状況を把握することが必要であることから、府内34地点において大気中のアスベスト濃度の実態調査を行います。

【環境管理室(内線:5201)】

#### 府有施設におけるアスベスト対策の推進

アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において、使用されている吹付けアスベストの除去等対策工事を吹付けアスベスト対策工事計画に基づき実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施します。

【公共建築室(内線:4606)】

#### 民間建築物アスベスト対策の促進

吹付けアスベストが使用されている建築物について、順次、立入検査を実施し、劣化等により、衛生上著しく有害となる恐れがあると認められる場合には、建築基準法に基づき、所有者等に対して、除去等必要な措置を講じるよう指導を行います。

【建築指導室(内線:4329)】

#### 揮発性有機化合物対策の推進

光化学スモッグの原因物質の1つである揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制対策を進めるため、平成19年3月に改正した生活環境の保全等に関する条例の施行(平成20年4月)に向けて、VOC対策マニ

ユアルの作成や改正内容の周知等を行います。  
【環境管理室(内線:3854)】

### (4) 水環境の保全

#### 総量削減計画の策定及び推進

閉鎖性の高い大阪湾の水質の改善を図るためには、流入する汚濁負荷を削減することが必要です。

このため、化学的酸素要求量(COD)、窒素、りんの3項目について、汚濁負荷の総量を一層削減するため、平成21年度を目標年度とした第6次総量削減計画を策定し、その推進を図ります。

【環境管理室(内線:3859)】

#### 大阪府生活排水処理実施計画の推進

平成15年3月に策定した「大阪府生活排水処理実施計画」に基づき、地域特性に応じた効率的かつ効果的な処理施設整備を進めるため、市町村による生活排水処理計画の推進に対して技術的支援を行います。

また、平成18年度に設定した「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に、家庭における府民一人ひとりの負荷削減の取組みの普及啓発を行います。

【環境管理室(内線:3854)】



<街頭キャンペーンの様子>

大阪湾再生行動計画のフォローアップ  
国の関係省庁や大阪府をはじめ、10府県市などで構成する「大阪湾再生推進会議」が、

平成 15 年度に策定した「大阪湾再生行動計画」のフォローアップとして、釣り人も参加する一斉水質調査などを実施します。

また、閉鎖性海域の水環境改善に資する技術の普及促進を図るため、環境省の環境技術実証モデル事業に実証機関として参画し、高石漁港及びその周辺海域において実証試験を行います。【環境管理室(内線:3854)】

#### 大阪湾の海域環境の回復・創造

大阪湾における海域環境の保全に資するため、平成 19 年度は、田尻町地先で魚介類の産卵場、稚仔魚の育成場である増殖場(藻場)の造成を行います。【水産課(内線 2766)】

#### 魚庭(なにわ)の海づくり大会

漁船見学や森・川・海での環境活動紹介などの様々なイベントを通じて、美しく豊かな大阪湾を府民一人ひとりの手で取り戻す活動への取り組みを呼びかけます。大会は若手漁業者が中心となって運営されており、漁業者が大阪湾の環境改善の取り組みの先頭に立つ決意を示す「豊かな海づくり宣言」を行います。【水産課(内線:2765)】

#### 寝屋川流域清流ルネッサンス

国の都市再生プロジェクト(第3次決定都市環境インフラの再生・水循環系の再生)に、寝屋川流域がモデル流域に選定されたことを受け、平成 15 年 6 月に寝屋川流域協議会(水環境部会)により「寝屋川流域水循環系再生構想」が策定されました。この構想の実現に向け、平成 23 年を目標年として、平成 16 年 5 月に策定された寝屋川流域清流ルネッサンスⅡ(第二期水環境改善緊急行動計画)に基づき、河川事業や下水道事業、住民協働による生活排水対策など、流域全体で水質改善、流量確保、水辺環境の整備を図ります。【河川室(内線:2952)】

#### ダイオキシン類により汚染された底質の浄化対策

平成 14 年度から実施している河川底質のダイオキシン類の調査結果により、神崎川、古川、木津川などで環境基準値を上回る数値が確認されているため、その汚染範囲の特定を実施、底質の浄化方法について検討し、速やかな対策を講じます。

【河川室(内線:2952)】



< 神崎川ダイオキシン類浄化対策浚渫状況写真 >

#### 流域下水道事業の推進

大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善のため、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンターの整備を推進します。水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・りん等を除去する高度な水処理施設の整備を推進します。

【下水道課(内線:3959)】

【流域下水道】複数の市町村の汚水をまとめて処理する下水道

【水みらいセンター】大阪府では、流域下水処理場の名称を平成 18 年 4 月 1 日から「水みらいセンター」に変更しました。「下水処理場は、良好な水環境の創造や高度処理水、バイオマス、大きな施設空間などの有する資源の宝庫であり、循環型社会を創出する未来(みらい)へつながる可能性を持っている」という理由で、公募作品の中から選定されました。

## ( 5 ) 地盤環境の保全

### 地盤沈下対策の推進

地盤沈下を未然に防止するため、地下水位及び地盤沈下量の常時監視、並びに生活環境の保全等に関する条例などに基づき、地下水採取量の把握、地下水採取事業者に対する指導等による対策を推進します。

また、平成 20 年 1 月 1 日から地下水採取量報告対象地域を府全域に拡大するなど地下水採取量のより適確な把握に努めます。

【環境管理室（内線：3809）】

## ( 6 ) 有害化学物質による環境リスクの低減

### 化学物質対策の推進

化学物質による環境リスクを低減するため、平成 19 年 3 月に改正した生活環境の保全等に関する条例に基づき、「大阪府化学物質適正管理指針」を作成し、化学物質排出量の削減や有害性の低い物質への代替など事業者の自主的管理を促進する対策を推進します。

また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、事業者から化学物質の排出量等の届出を受け、国に送付するとともに、国において集計されたデータを用いて、府域の実態に即した集計や公表を行います。（P R T R 制度）

さらに、府民に対して化学物質への関心を深めてもらうため、ホームページ等を通じて化学物質の有害性や市町村ごとの排出量等の情報提供を行います。

【環境管理室（内線：3808）】

### 大阪エコ農業総合推進対策事業

農薬の使用回数と化学肥料の使用量を府内の標準の半分以下にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度の推進などを通じて、農業による環境への負荷軽減と府民が求める安心な農産物生産を基本に、農業の持つ物質循環機能を活かしながら、地域環境の保全に寄与していく大阪エコ農業を推進します。

【農政室（内線：2738）】

## ( 7 ) 環境保健対策及び公害紛争処理

### 石綿健康被害救済促進事業（新規）

アスベスト健康被害者の救済のため、平成 18 年 2 月に制定された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、（独）環境再生保全機構に創設された石綿健康被害救済基金に対し、国・他都道府県・事業者とともに拠出し、救済制度の円滑な運用を図ります。

【環境管理室（内線：5201）】